

芦屋スカウト育成会 会 則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は「芦屋スカウト育成会」と称する。

第2条（所在地）

本会の所在地は代表者宅とする

第3条（目的）

本会は公益財団法人ボーイスカウト（以下、B S）日本連盟諸規定、教育規定ならびに公益社団法人ガールスカウト（以下、G S）日本連盟定款、諸規則、細則およびその他日本連盟の方針に則り、スカウト運動を助成し、青少年少女の自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう支援することを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① B S 日本連盟教育規定およびG S 日本連盟団規程により芦屋市所在のB S およびG S のすべての団を保持し、これを育成並びに維持する。
- ② 前項各団で団委員を選任し、各々で団委員会を構成する。
- ③ 団員家庭との連絡ならびに会員相互間の親睦を図る。
- ④ その他スカウト運動の発展およびその目的達成のために必要な諸事業

第2章 会員

第5条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

① 普通会员

B S 日本連盟加盟員及びG S 日本連盟加盟員の保護者

② 特別会員

本会の主旨に賛同し本会の目的達成に協力する者

③ 名誉会員

学識経験を有し本会を助成する者、またはスカウト運動に対する功績顕著なものであり、本会理事が推薦し、総会で承認された者

第6条（会費）

本会の会費は次のとおりとする。

① 普通会员

加盟員1名につき別に定める会費を徴収する

② 特別会員

別に定める金額を1口とし応分の負担をする

第3章 役員

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く

- ① 会長 1名
- ② 理事長 1名
- ③ 副理事長 若干名
- ④ 理事 若干名
- ⑤ 監事 2名

必要に応じ顧問または相談役を置くことができる。

第8条 (代表者)

代表者は会長および理事長とする。代表者は内外に対し本会を代表し、本会の目的を遂行するため会務を総理する。

第9条 (会長)

会長は理事会の推薦により総会の承認を得て定める。

第10条 (理事長および副理事長)

理事長および副理事長は理事の互選により定める。

理事長は会長を補佐し、会務を掌理する。会長に事故がある時はこれを代行する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故がある時は、これを代行する。

第11条 (理事および監事)

理事は各団委員長および総会において選出された者とし、会務を分掌する。

監事は総会において選出し、会務を監査する。

第12条 (任期)

役員任期は2年とし再任を妨げない。

第4章 会議

第13条 (会議)

本会の会議は次の通りとする

- ① 総会 (定時総会、臨時総会)
- ② 理事会

第14条 (総会)

① 総会は年1回以上開催する。ただし会長が必要と認めた場合、また会員の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があった場合には、臨時総会を開催しなければならない。

② 総会は代議員制とし、役員・各団団委員ならびに各部門の最年長加盟員の保護者により構成する。

③ 総会は、次の事項を決定する。

(ア) 予算および決算

(イ) 会則の改変

(ウ) 役員を選出

(エ) その他重要な事項

ただし、第 4 条各団の運営及び教育指導に関することは各団団委員および各団指導者に委任して実施する。

第 15 条（理事会）

理事会は第 7 条の役員により構成し、本会の目的達成のため必要事項を審議する。

なお必要ある場合は本会会則の改正を除き、総会を代行することができる。

第 16 条（議決）

本会の会議の議決は出席者の多数決による。

第 5 章（会計）

第 17 条（資金）

本会の資金は会費及びその他収入をもってあてる。

第 18 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わりとする。

その決算は、監事の監査を経て総会において報告される。

第 6 章 補則

第 19 条（補足）

本会則の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 20 条（設立年月日）

本会の設立年月日は昭和 24 年（1949 年）11 月 3 日とする。

（附則）

この会則は、令和 6 年（2024 年）5 月 18 日より施行する。

（改訂記録）

昭和 59 年 10 月 1 日 施行

昭和 60 年 1 月 15 日 改正

平成 12 年 6 月 17 日 第 9 条改正

平成 17 年 5 月 15 日 第 6 条 1 改正

平成 23 年 5 月 21 日 第 9 条改正

平成 25 年 5 月 25 日 第 3 条改正

令和 5 年 5 月 20 日 改正

令和 6 年 5 月 18 日 改正